

建退共様式の押印廃止について

標記につきまして、厚生労働省から、(別添1)のとおり、押印を求める手続の見直し等のための中小企業退職金共済法施行令及び中小企業退職金共済法施行規則の改正について通知されるとともに、あわせて、政省令事項以外で共済契約者や被共済者等に押印を求めている手続についても同様の見直しを行うよう通知されました。

つきましては、今後の建退共様式の押印の取扱いを令和3年1月4日より下記のとおり実施することとなりましたのでご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 令和3年1月4日支部受付分より各種申請書における押印を廃止します。(訂正印も含む)
- 既に配布済みの申請書で「印」欄があるものについては、押印がなくても受け付けます。
- 退職金請求書について(別添2参照)
 - 請求人印及び事業主証明印について押印を廃止します。
 - ※ 請求人名及び事業主名・代表者名・共済契約者番号等は必ず記入してください。
 - 金融機関口座確認印も廃止しますが、代わりに通帳又はキャッシュカード等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号の分かる箇所)を添付してください。
 - ※ただし、既に金融機関口座確認印を受けている退職金請求書等を提出された場合についてはこの限りではありません。
 - 退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書についても押印を廃止します。
 - 遺族請求時の委任状につきましては、チェックボックス口を設け、該当者に「✓」してもらう等の対応となる予定です。
- 履行証明願の申請者欄の「印」についても押印を廃止します。
- 次の様式についても押印は廃止となりますが、確認事項等がありますので個別対応とさせていただきます。提出前に、ご連絡ください。
 - 建設業退職金共済契約解除同意書(様式第016号)
 - 建設業退職金共済契約申込書(様式第001号)

☆ 建退共ホームページ掲載の各種申請書様式(ダウンロード様式)については、順次新様式(印欄なし)に変更される予定です。

☆ 退職金請求書(ダウンロード不可様式)の新様式(印欄なし)については、令和3年10月までには配付できる予定ですが、当面の間は、現行の様式(両端にピンク色の線があるもの)をご使用いただきますようお願いいたします。